

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾患其ノ他避クペカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ズベシ
前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スペシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙、管理工場若ハ指定工場、被徵用者ノ從事スル總勤員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スペシ

第十六條第二項

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スペシ

第十七條 被徵用者總勤員業務ニ從事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラル者ニ在リテハ當該管理工場又ハ業主ノ指示ニ從フベシ

第十八條第二項

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラル者ニ關シテハ當該管理工場ノ事

業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス

管理工場又ハ指定工場ニ配置セラル爲第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ

支給シタル旅費ノ額ハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベシ

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス

被徵用者ノ旅費ハ當該官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス

第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレ

バ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ准ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スペシ

國民徵用令施行規則及その他の省令 中改正の件公布

國民徵用令施行規則及その他の省令中改正の件は、

昭和十八年七月三十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民徵用令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日)
厚生省令第三十號

第二條 削除

第三條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ發スル出頭命令書ハ別表様式第一號ニ依ル

第四條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム

第四條ノ二 令第七條ノ四ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發

指定工場ニ使用セラル者ニ關シテハ厚生大臣之スル徵用命令ハ徵用セラルベキ事業主(事業主法人

ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)從事スペキ總勤員業務ヲ行フ管理工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ

地方長官前項ノ徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ通達ス

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又

徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スペシ

横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノノ於テ一時繰替支辨スペシ

徵用セラルベキ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リ)

テハ其ノ代表者ノ從事スペキ總動員業務ヲ行フ管

理工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在ルトキハ

前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用令書ヲ發シ徵用

セラルベキ者ニ之ヲ交付ス

第六條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム

第九條 本文ヲ左ノ如ク改ム

令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添

附シ出頭命令書又ハ徵用令書ヲ發シタル厚生大臣又

ハ地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

第十二條ノ二 令第十六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ厚

生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被

徵用者タル事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其

ノ代表者)ノ從事スル總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ

指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

地方長官前項ノ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通

達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除

令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者タル事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテ

ハ其ノ代表者)ノ從事スル總動員業務ヲ行フ管理工

場又ハ指定工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在

ルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更命

令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付ス

第十三條ノ二 重要事業場勞務管理令第四條第一項又

ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ

タル事項ニシテ被徵用者ノ給與ニ關スルモノニ付テハ

令第十八條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノ

(令第二十二條ノ二ノ規定ニ依ル場合ヲ含ム)ト看做ス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ令第二十二

條ノ二ノ規定ニ依ルモノトス

一 戰爭ノ際に於ケル戰鬪行爲ニ因ル災害及之ニ起

因シテ生ズル災害ニ際シ緊急徵用ノ必要アル場合

二 徵用變更又ハ徵用解除ニ關シ厚生大臣ノ定ムル

場合

前項ノ場合ニ在リテハ本令中厚生大臣トアルハ地方

長官トス

ルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨報告スベシ

第十八條 地方長官前條ノ規定ニ依リ職權ヲ行使シタ

ルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨報告スベシ

前項ノ場合ニ在リテハ本令中厚生大臣トアルハ地方

長官トス

ルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨報告スベシ

第七條ノ二ニ依リ 左ノ日時及場所ニ 出頭スペシニ、

一 「何府縣知事氏名印」ニ改メ、同様式中(裏面)ヲ左ノ如ク改ム

二 「何府縣監氏名印」ヲ「廳府縣長官」

三 「何國民職業指導所長氏名印」

四 「何警視監」ニ改メ、同様式中(裏面)ヲ左ノ如ク改ム

〔別表〕様式第一號(表面)中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ、「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、「右ノ者國民徵用令

書」ニ、「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、「右ノ者國民徵用令

第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム」ヲ「右ノ者

國民徵用令

(参照)

市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ
旅費ノ一時繕替支辨ヲ爲シタルトキハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費
何圓何拾錢支辨濟」ト記載證印シ本人ニ返付スベシ

市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)又ハ之ニ准ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ
旅費ノ一時繕替支辨ヲ爲シタルトキハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費
緊急ノ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調査ヲ爲スノ必要ナシト認ムトキハ地方長官ハ前
二項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

様式第一號

調査登録連名表

年月日生		氏名及		年月日生																			
状況	家庭	關係	兵役	場所	居住	家庭	關係	兵役	場所	居住	家庭	關係	兵役	場所	居住	家庭	關係	兵役	場所	居住	家庭	關係	
配偶者			配偶者			配偶者					配偶者					配偶者					配偶者		
有無		學歷	有無		學歷	有無		學歷	有無	學歷	有無		學歷	有無	學歷	有無	學歷	有無	學歷	有無	學歷	有無	
家族養			家族養			家族養					家族養					家族養					家族養		
人			人			人					人					人					人		
經驗年數	職業名及	就業場所(勤務先)	(含む)																				
年	月	地	在	年	月	地	在	年	月	地	在	年	月	地	在	年	月	地	在	年	月	地	在
給料又ハ賃金	又ハ地位	職業上ノ身分	又ハ地位																				

第二條第一項中「別表様式」ヲ「様式第一號」ニ改メ、同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ、同條第二項中「前項ヲ「第一項」ニ、「市町村長」ヲ「市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)」ニ改メ同項ヲ第三項トス。厚生大臣現ニ總動員業務ニ從事スル必要アル場合ニ於テ其ノ業務ニ從事セシムル爲徵用スル必要アル場合ニ於テ其ノ範圍ニ付前條ノ規定ニ依ル通達ヲ爲シタル場合ニ在リテハ地方長官前項ノ規定ニ拘ラズ國民職業指導所長ヲシテ之ヲ調査シ様式第二號ニ依リ登録セシムルコトヲ得。

第四條 厚生大臣第二條ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付徵用命令ヲ發スル場合ニ在リテハ同條第一項ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付テハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ同條第二項ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス。

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令第十九條第五項ノ規定
ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日
厚生省令第三十二號)

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ命ジタル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス。

第二條中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域

樣式第二號

調查登錄連名表

調査登録連名表

徵用ニ關スル件中改正
ノ件
(昭和十八年七月三十一日)
(厚生省令第三十四號)

第一條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム
第二條中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域
ニ在リテハ東京都)」ニ、「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指
定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費

ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル
件中改正ノ件
(昭和十八年七月三十一日)
(厚生省令第三十五號)

〔國民徵用令ニ依リ 管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラ
ノマレサ、家事支那里、ヨリハ、旨三、易、再三、

ニ在リテハ東京都ニ改ム

第四條中「出頭ヲ求メタル」ヲ「出頭ヲ命ジタル」ニ改ム

(別表)中「國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭

タル者ノ出頭旅費拂戻請求書ニテ「國民徵用令第七條ノ

二ノ観定ニ依リ出願ヲ命ゼラレタル者ノ出願旅費拂異

「何府縣知事宛

〔監視經理北海道廳長官〕

ヲ「廳府縣長官宛」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

ル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ事

業主ノ許可ヲ得テ被徴用者一時歸郷スル場合ノ旅費

ノ支給及第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スペキ旅費ノ額ニ

關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第三條ノ二 被徴用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徴用者ノ家族出頭シ若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徴用者一時歸郷スル場合ノ旅費

ハ當該被徴用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主被徴用者一時歸郷スル場合ニ在リテハ旅行前ニ、被徴用者ノ家族出頭スル場合ニ在リテハ出頭後

之ヲ支給スベシ

第三條ノ三 前條ノ規定ニ依ル被徴用者ノ範圍ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ於ケル勞務者又ハ之ニ準ズベキモノトシ家族トハ被徴用者又ハ被徴用者タリシ様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)、直系尊屬、直系卑屬及戸主トス

被徴用者危篤若ハ死亡ノ際ニ於テ前項ノ家族ナキトキ又ハ家族事故ニ因リ出頭シ難キトキハ被徴用者ノ親族中事業主ノ認ムル者一人ヲ限り前項ノ家族ト看做ス

第四條ノ二 第三條ノ二ノ規定ニ該當セザル事由ニ依

ハ當該被徴用者一時歸郷中其ノ家族危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合又ハ家族出頭中被徴用者危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主必要アリト認ムルトキハ被徴用者ニ在リテハ返旅費、家族ニ在リテハ滞在及返路旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ滯在旅費ハ危篤若ハ死亡ノ日ヨリ起算シ各三日以内トス

第五條第三項中「前條第二項」ヲ「第四條第二項」ニ、同

條第六項中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域」ヲ改ム

第七條中「其ノ者ノ居住地ノ市町村」ヲ「其ノ者ノ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都」ヲ改ム

第八條ノ二 被徴用者ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業ノ許可ヲ得テ被徴用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ現ニ從事スル場所ノ所在地家族ノ居住地間ノ往返ニ付

第五條及第六條ノ規定ニ依リ算出シタル額トス

第六條ノ三 被徴用者ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通

知ニ依リ被徴用者ノ家族出頭スル場合ノ旅費ハ家族ノ居住地被徴用者ノ就業ノ場所ノ所在地間ニ付往返ノ旅費及到着ノ日ヨリ三日以内ノ滯在ノ旅費トス

依リ算出シタル額トシ家族一人ニ限り之ヲ支給ス

前項ノ旅費ハ第五條別表ニ掲グル最低等級ノ定額ニ

ハ出頭滯在中被徴用者死亡シタルトキハ其ノ出頭ヲ

被徴用者死亡ニ因ル家族ノ出頭ト看做ス

被徴用者危篤ニ因リ家族出頭シタル後被徴用者死亡シタルトキハ死亡ノ日ヨリ起算シ更ニ三日以内ノ滯在旅費ヲ支給ス

被徴用者危篤ニ因リ家族出頭シタル後被徴用者死亡シタルトキハ死亡ニ因ル家族ノ出頭ト看做ス

労務調整令施行規則中改正の件公布

前項ノ旅費ハ第五條別表ニ掲グル最低等級ノ定額ニ

八日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月八日)
厚生省令第二十七号

第一條第二項、第四條第二項及第十八條中「道府縣」ヲ

「都道府縣」ニ改ム

第二條第二項中「東京府ニ在リテハ警視總監」ヲ「東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ」ニ改ム

第三條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

第四條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

第六條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

第七條第一項第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第八號ヲ第

八第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指

導所長ノ認可アリタル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

第九條第一項第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第八號ヲ第

十號ニ改ム

第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指

導所長ノ認可アリタル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

第十一條中「令第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者」ヲ

「令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭シタル者」ニ改ム

附 則

九 第十條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官

ニ於テ業種又ハ職種ノ指定ヲ爲シタル當時ニ於テ

當該業種又ハ職種ニ使用及從業ヲ禁止又ハ制限セ

ラレタル男子從業者ノ數ニ等シキ員數ノ一般青壯年タル女子ノ其ノ指定アリタル後六月以内ニ於テ爲ス雇入及就職ノ場合

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項第九號ノ規定ニ依リ一般青壯年タル女子ヲ雇入レタル者ハ其ノ員數ヲ同號所定ノ期間滿了後五日以内ニ其ノ者ノ使用場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

第十條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニハ厚生大臣又ハ

地方長官ノ指定スル年月日以後ハ其ノ指定シタル禁止又ハ制限ノ範圍ヲ超エテ男子從業者ノ雇入、使用、就職又ハ從業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ國民職業指導所長ノ認可アリタル場合ハ此ノ限り在ラズ

前項ノ指定ハ厚生大臣又ハ地方長官ノ告示ニ依り之ヲ爲ス

第十條ノ三 前條第一項但書ノ認可ノ申請ハ様式第三

號ノ二ニ依リ就職又ハ從業セントスル男子從業者及其ノ者ノ雇入又ハ使用セントスル者ノ連署ヲ以テ其

ノ者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ准用ス

第十條ノ四 第十條ノ二ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セズ

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ

其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノ

二 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタル者ニシテ徵集又ハ召集ノ解除ニ因リ原職ニ復歸シ未ダ其ノ者ガ

徵集又ハ召集ニ因リ軍務ニ服シタル期間(其ノ期間一年以上ニ亘る場合ニ在リテハ一年トス)ヲ經過セザルモノ

三 年齢四十五年以上及十四年未滿ノ者

四 第五條第一項第一號又ハ第十條第一項第二號ノ規定ニ依ル認定アリタル者

第十條ノ五 第十條ノ二ノ規定ニ依ル地方長官ノ指定ハ厚生大臣ニ於テ指定セザル業種又ハ職權ニ付當該

地方ノ特殊事情ニ依リ必要アル場合ニ限り之ヲ爲スモノトス

第十條ノ三 厚生大臣又ハ地方長官令第十一條ノ二第一項ノ命令(以下就職命令ト稱ス)ヲ爲ス場合ハ様式第九號ノ三ノ就職命令書ヲ就職ヲ命ぜラルベキ者

ノ住居地又ハ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲシテ本人ニ交付セシムベシ

第十三條ノ六 厚生大臣又ハ地方長官就職命令ヲ爲シタルトキハ直ニ令第十一條ノ二第二項ノ指定事業主(以下指定事業主ト稱ス)ニ對シ其ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ其ノ旨通知スベシ

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ指定事業主又ハ其ノ代理人ニ對シ指定就職者ノ出頭スベキ日時及場所ニ出頭スベキコトヲ命ズルコトヲ得

指定事業主ハ指定就職者ヨリ第十三條ノ四ノ規定ニ依ル就職ノ申出アリタルトキハ直ニ雇傭條件其ノ他必要ナル事項ヲ提示スベシ

第十三條ノ七 指定事業主及指定就職者ハ就職命令ノ

ル場合ハ左ノ書類ヲ添附シ就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨届出ヅベシ

一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事故ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ准ズベキ者又ハ警察官吏、船長若ハ驅長ノ證明書

前條ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭スベキ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者就職命令ニ適セズト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル變更又ハ取消ハ様式第九號ノ四ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十三條ノ四 前條ノ規定ニ依リ就職命令書ノ交付ヲシテ本件ノ事由(以下就職命令ト稱ス)ヲ爲ス場合ハ前條ノ規定ニ依リ就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者(以下指定就職者ト稱ス)ハ指定ノ日時及場所ニ出頭シ就職命令書ヲ提示シテ就職ノ申出ヲ爲スベシ

事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザ

第十三條ノ五 指定就職者疾病其ノ他避クベカラザル

本旨ニ鑑ミ速ニ肩儀關係ヲ成立セシムベシ

樣式第三號

男子雇入就職 使用從業禁止(制限)適用除外認可申請書

ルトキハ第十三條ノ六ノ規定ニ依ル指定事業主及指定就職者出會ノ日時及場所ニ關係官吏ヲ立會セシム

ルコトヲ得

第十三條ノ九

關係成立シタルトキハ指定事業主ハ直ニ指定就職者

ト連署ヲ以テ様式第九號ノ五ニ依リ其ノ旨指定事業

主ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經

由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ屆

出ヅベシ

第十三條ノ十 就職命令ハ令第十一條ノニ第一項ノ廢

止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ從業者

ニシテ其ノ工場等ヲ退職シタルモノニ在リテハ其ノ

退職後六月ヲ経過セザル者ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第十三條ノ十一 令第十一條ノ四ノ規定ニ依ル申請ハ

様式第九號ノ六ニ依リ就職命令ニ依ル勞務ノ配置ヲ

必要トスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所

韓國民職業指導所長ヲ經由シ厚生大臣ニ對シ之ヲ爲

スペシ

前項ノ申請ハ就職命令ニ依ル勞務ノ配置ヲ必要トス

ル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ都道府縣内

ヨリ六月以内ノ期間ヲ定メテ勞務ノ配置ヲ受ケト

スル場合ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ所達國民識業指導

所長ヲ經由シ當該地方長官ニ對シ之ヲ爲スコトヲ畢

第十三條ノ十二
指定就職者ノ就職ニ關シ必要ナル旅

費ハ指定事業主之ヲ支給スペシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

彙報

(記載心得)

- 二、本申請書ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

三、「履入就職」又ハ「禁止(制限)」ノ文字ハ該當セザルモノハ之ヲ抹消スルコト

四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ銀行業、料理店業、百貨店業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

五、「從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」及「從前ノ業務ノ種類」欄ハ男子雇入就職ノ禁止適用除外申請ノ場合ニ限り記載スルコト

六、「從業セシメントスル職種」欄ニハ當該職種ヲ成ル可ク具體的詳細ニ記載スルコト

七、「雇入又ハ使用ノ理由」及「從業セシメントスル特殊ナル事情」欄ニハ夫々其ノ事情ニ付具體的詳細ニ記載スルコト

(記載心得)

- 就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得
一、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本就職命令書ニ添附シタル受領書ニ受領
年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スペシ印章ヲ所持セザルトキハ花
押又ハ捺印ヲ爲スモ妨ゲナシ
二、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本就職命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ
出頭シ就職ノ申出ヲ爲スベシ
三、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者傷痍疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ
難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事故ニ因リ醫師ノ診斷書
ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ本就職命令書ヲ交付
シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長
官ニ遅滞ナク届出ヅベシ
四、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定
ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市區町村長若ハ之ニ準
ズベキ者又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ添ヘ本就職命令書ヲ交付
シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長
官ニ遅滞ナク届出ヅベシ

厚生大臣氏
名殿

名殿

名印

一、就業ノ場所ハ指定就職者が現ニ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル場合、事業場其ノ他ノ場所ノ從業者ナル場合ニ限り之ヲ記載スルモノトシ此ノ規定ハ住居地ノ記載ヲ要セザルモノトス

二、備考ハ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

三、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

様式第九號ノ四ノイ(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

様式第九號ノ四ノロ(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

(記載心得) 一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノトス。二、備考ハ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス。三、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス。

履脩關係成立屆出書

時和年月日

屆出者

氏名(法人ニ在リテハ其ノ
名稱及代表者氏名)

所	從業前場	ノ	使場所
名	在地	所	名
年月日	履成關立	係員	生厚又ハ
キシム	從業場所	從事業ベセ	大臣地方長官
上種地	類職務	從事業セシム	宛
ノ及位	ノ業務	又ハシム	
他給	料金	貲金	
ノ其	又ノハ	又ハ	
ノ與		又ハ	
女男	女男	就職セル從業者ノ男	
女	女	別氏名印及年齢	
歲	歲	備考	

(記載心得)

一、本屆出書ノ大サハ國定規格折上リB5判(182mm×257mm)トスルコト

二、本屆出書ハ、屆出ヅベキ事業主ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヨリ

経由シ提出スルコト

三、「從前ノ從業場所」欄ニハ同縣河市河々工場ト記載ズレコト

從業セシムベキ場所ニ關ニシテ、使用ノ場所ニ合子從業者ニ付事之ノハニ、此邦皇

ヲ記載スレコト

五、「從事セシムベキ業務ノ種類及職務上ノ地位」欄ニハ、仕上工、組長、機械技術

者・係長ト云フガ如ク具體的ニ記載スルコト

樣式第九號ノ六

秘 命 令 配 置 申 請 書

申請者氏名(法人ニ在リテハ其ノ
名稱及代表者氏名) 印

		別種人求		類分業產	
		3 2 1			
		事	業	申請員數	同右所地
		申請員數	男	職種別內譯	在地
		業	ノ種類	人	女
		申請員數	男	員數	同上
		業	ノ種類	人	計
		申請員數	女	員數	人
備宿	雇條件	當期三 於ケル	希望 事項 スル希 望事 項	置令 關配	計
考舍	其ノ他ノ雇條件	求人及 充足狀 況	區 分	希 望 地 域	計
	其ノ他ノ給 金給 料其 ノ他ノ給 付	求人割 當數 (認可ヲ モ含ム)	性別	理由	計
		申請ノ期 日迄ノ充 足 (認可ヲ モ含ム)	男	技能者	計女男
			女		女男
			計		女男
			男	一般青壯年	計女男
			女		女男
			計		女男
			男	國民學校修了者	計女男
			女		女男
			計		女男
			男		女男
			女		女男
			計		女男

(記載心得)

- 一、本申請書ノ大サハ折上リ國定規格B5判
(182 mm × 257 mm)トスルコト
- 二、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、パルプ製造業ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 三、「申請員數」欄ニハ命令配置ニヨリ從業セシメン
トスル員數ヲ記載スルコト
- 四、「同上内譯」欄ノ「其ノ他ノ者」欄ニハ本令ニ規定スル技能者、一般青壯年、國民學校修了者タラザルモノヲ記載スルコト
- 五、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望地域」欄ニハ自都道府縣内ヨリ希望スル場合ハ國民職業指導所別、他都道府縣内ヨリ雇入レントスル場合ハ都道府縣別ニ夫々男女別員數ヲ記載スルコト
- 六、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望休廢止事業場等名及從業者名」ニ付テハ具體的ニ希望スル事業場、從業者アル場合ニ限り記載スルコト
- 七、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「求人割當數」欄ニハ緣故雇入認可數ヲモ含マシムルコト
- 八、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「申請ノ期日迄ノ充足員數」欄ニハ緣故、特定者雇入認可ニ依ル充足員數ヲモ含マシムルコト
- 九、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ種別「一般青壯年」欄ニハ技能者、國民學校修了者ノ紹介取扱ヲ受クルモノ以外ハ凡テ本欄ニ計上スルコト國民學校修了者ニ付テハ申請ノ時ガ國民學校修了者ノ計畫配置期間中ナル場合ニ限り記載スルモノトス
- 十、「雇傭條件」欄ノ「其ノ他ノ雇傭條件」欄ニハ就業時間、休日、夜勤ノ有無等ヲ記載スルコト

十一、「宿舍」欄ニハ宿舎ノ狀況(既設、設立豫定ノモ

ノトニ區別シ本申請員數ニ對シ收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月日等)及舍

費、會費額等ヲ詳細ニ記載スルコト

十二、「備考」欄ニハ福利施設其ノ他参考トナルベキ

ニ在リテハ警視總監

氏名附

ヲ「東京都ニ在リテハ

東京府知事

氏名附

ヲ「東京都ニ在リテハ

東京都長官

印

ニ改ム

十三、欄外ノ「產業分類」及「求人種別」欄ハ申請者ニ於テ記載ヲ要セザルモノナルコト

國民勤勞報國協力令施行規則中改正

の件公布

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は昭和十八

年七月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勤勞報國協力令施行規則中改
正ノ件

(昭和十八年七月三十日)
(厚生・文部省令第三號)

第一條第六號ヲ第七號トシ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加

フ

第六 國家總動員上必要ナル證券ノ生產ニ關スル業務
第四號第二項中「協力ヲ受ケントスルニ際シ所要人員三百人未滿ナル場合又ハ緊急ヲ要スル場合」ヲ「協力ヲ受ケントスル場合」ニ、「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第七條中「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム」ヲ「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ミ東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ區長トス」ニ改ム

第十八條 當時隊組織ノ編成アル市町村其ノ他ノ團體

又ハ學校ニ關シテハ本規則中國民勤勞報國隊編成令書トアルハ國民勤勞報國隊出動令書又ハ學校報國隊出動令書トシ本規則ノ適用ニ付其ノ隊組織ヲ以テ國

民勤勞報國隊ト看做ス

第十九條中「東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監」ヲ「東京都ニ在リテハ東京都長官及警視總監」ニ改ム

様式第一號ヲ別表ノ如ク改メ、様式第二號中「東京府

ニ在リテハ警視總監

氏名附

ヲ「東京都ニ在リテハ

東京府知事

氏名附

ヲ「東京都ニ在リテハ

東京都長官

印

ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス